

平成30年第1回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第1回水巻町議会定例会は、平成30年3月1日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 藤 井 麻衣子

主任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 3 月 定例会
(第 1 回)

本会議 会議録

平成 30 年 3 月 1 日
水 卷 町 議 会

平成 30 年 第 1 回水巻町議会定例会 会議録

平成 30 年 3 月 1 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 1 回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 8 番 岡田議員、9 番 井手議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 3 月 23 日まで、23 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって会期は、3 月 23 日まで 23 日間と決しました。

日程第 3 報告第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、報告第 1 号 水巻町庁舎設備改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 1 号 水巻町庁舎設備改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について。平成 29 年 6 月 23 日付け議案第 24 号で議会の議決を得ました水巻町庁舎設備改修工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定された事項について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

なお、請負金額は 1 千 299 万 8 千 880 円の増額で、主な変更内容は次の 4 点になります。

1 点目は、建築工事に関するもので、各階の配管ルートの変更や、3 階の議員控室等の内壁クロス及び 2 階東側廊下の天井材の張り替え箇所が増えたことなどによる増額です。

2 点目は、電気設備工事に関するもので、1 階の警備員室に設置されています照明制御盤の故障に伴う追加更新や、3 階の議員出退表示設備の追加設置に伴うもの、また火災報知器関連機器

やLED電灯の切り替え箇所が増加などによるものです。

3点目は、非常用電気設備工事に関するもので、発電機切替盤の接続方式の変更、非常用コンセントの増設によるものです。

4点目は、機械設備に関するもので、会議室等の空調方式や空調機器の一部を変更したことによる増額などとなっております。

以上の理由から設計を変更し、請負金額の増額を行なうものです。

また、工期につきまして、当初、本年3月5日までとしておりましたが、平成30年3月26日までにしております。よろしく願いいたします。

日程第4 議案第1号 / 日程第5 議案第2号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第5、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。以上、2つの議案につきましては、関連がありますので一括して提案させていただきます。

今回の改正は、昨年8月の人事院勧告に伴い、関連法案が成立したことを受け、本町におきましても、この勧告に合わせ、給与改定を行なうものです。

内容につきましては、初任給を月額1千円引上げ、若年層についても同程度の改定を行ない、その他は月額400円の引上げを基本に、平成29年4月に遡り適用させるものです。

また、ボーナスである期末勤勉手当の支給月数を年間で0.1月分引上げ、勤勉手当に配分を行なっています。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第6 議案第3号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第3号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第3号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第5号）について。今回の補正予算は、庁舎空調設備改修工事が、省エネルギー改修に該当したため、地域活性化事業債の借入が可能となったことから、財源の見直しを行なっております。

また、予算に不足が見込まれる定期予防接種委託料や就学援助費について増額補正を行なうほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金についても増額を行なうなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 千 900 万円を追加しまして、99 億円としております。

歳出予算の主なものとして、まず、総務費では、臨時給付金給付事業や放課後児童健全育成事業の国庫補助金等精算金を 154 万 4 千円計上しています。

次に、民生費では、国民健康保険事業特別会計において、国県支出金などの歳入が大幅に減額となったことから、国民健康保険事業特別会計繰入金を 3 千 644 万 4 千円増額しています。

さらに、衛生費では、出生児や高齢者の増加などにより、定期予防接種委託料を 744 万 8 千円増額しております。

また、教育費では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定に伴い、水巻町小中学校給食事業基金積立金を 970 万 3 千円増額するほか、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用し、放課後子ども教室事業の備品購入費を 92 万 3 千円計上しています。

さらに、要保護児童生徒援助費補助金の単価改定により就学援助費を 293 万 8 千円増額するなど所要の補正を行なっています。

歳入予算につきましては、国庫支出金 526 万 8 千円、前年度繰越金 205 万 4 千円、町債 2 億 5 千 560 万円をそれぞれ増額したほか、県支出金 392 万 2 千円、繰入金 2 億円を減額しています。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 7 議案第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 4 号 平成 29 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 4 号 平成 29 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について。今回の補正予算は、一般被保険者療養給付費の不足に伴う保険給付費の増額と共同事業拠出金などの確定に伴い、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 200 万円を減額いたしまして、42 億 7 千 95 万円としております。

歳出予算につきましては、保険給付費を 931 万 5 千円増額し、後期高齢者支援金等を 3 千 998 万 9 千円、共同事業拠出金を 1 億 132 万 6 千円減額しております。

また、歳入予算につきましては、前期高齢者交付金を 781 万 7 千円、一般会計繰入金を 3 千 644 万 4 千円、前年度繰越金を 1 千 101 万 2 千円増額し、国庫支出金を 1 千 407 万 1 千円、県支出金を 4 千 351 万 1 千円、共同事業交付金を 1 億 2 千 969 万 1 千円減額いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 8 議案第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 5 号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを議題とい

たします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第5号 水巻町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。国家公務員の退職手当については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行なうことを通じて官民均衡を確保しております。

人事院が行なった官民比較調査の結果、公務が民間を上回ることから、国は退職手当算定の際に用いる「調整率」を100分の87から100分の83.7に引き下げました。

このことに伴い、本町においても職員の退職手当の「調整率」を同様に引き下げるものです。

また、併せて雇用保険法改正に伴う失業者の退職手当の規定についても所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第9 議案第6号

議 長（白石雄二）

日程第9、議案第6号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第6号 水巻町一般職職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。今回の改正は、適正な公務運営を確保しつつ、ワークライフバランスや働き方改革を推進するため、養育する子どもの看護などのために認められる「子育て支援休暇」の子の対象となる範囲を、これまでの「小学生まで」から、「中学生まで」に拡大するものです。

なお、年間に付与できる取得日数の上限につきましては、変更はありません。

また、忌引休暇の起算日を、葬儀などの日程に合わせて変更できるよう、併せて改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第10 議案第7号

議 長（白石雄二）

日程第10、議案第7号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第7号 水巻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。人事院規則の一部改正により、子が保育所等の待機児童である場合には、「再度の育児休業取得」や「育児休業期間の再度の延長」が認められることが明文化されました。

そのため本町におきましても、職員が働きながら育児しやすい環境整備を推進するため、本条例の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 11 議案第 8 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 8 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 8 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について。「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」等が改正され、「個人識別符号」や「要配慮個人情報」の定義が新たに規定されたことなどに伴い、本条例においても法律との整合性を図るための改正を行なうものです。

また、併せて、個人情報の開示請求があった場合の不開示情報の追加や、法改正による引用条文の条ずれの修正など、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 12 議案第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 9 号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 9 号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、本条例での引用条文に号ずれが生じることから、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 13 議案第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 10 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について。「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が施行され、本年 4 月から都道府県が国民健康保険の財政運営主体になることに伴い、地方税法の国民健康保険税に関する規定について所要の改正が行なわれました。

このため、本条例に定める国民健康保険税の課税額について、県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるための額である旨を規定するほか、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 14 議案第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 11 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について。本年 4 月から国民健康保険事業が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに事業の運営を担うこととなります。

都道府県にも、都道府県が行なう国民健康保険事業に関する事項を審議するための協議会を設置する必要があり、国民健康保険運営協議会について定めた「国民健康保険法」の改正が行なわれたことから、引用する本条例について、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 15 議案第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 12 号 水巻町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 12 号 水巻町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について。本年 4 月から都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となり、市町村が国民健康保険事業費納付金を都道府県に納め、都道府県は保険給付に必要な金額の全額を市町村に交付することとなります。

この制度改正に伴い、本条例について、名称や保険給付費の不足の場合に限定している処分の制限規定を改めるなど、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 16 議案第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 13 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 13 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、本年 4 月から入院等により国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療に移行した場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者となることとなります。

つきましては、法改正により新たに住所地特例の適用を受けることになる被保険者を加えるため、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 17 議案第 14 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 14 号 水巻町高齢者福祉センター設置及び管理運営条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 14 号 水巻町高齢者福祉センター設置及び管理運営条例の一部改正について。高齢者福祉センターは、平成 18 年度の設置当時、高齢者福祉の増進のほか、「世代間交流の場」としての活用を予定しておりました。

しかし、近年の高齢者福祉関係の制度改正により、高齢者の在宅支援施策の重要性が増してきたことから、平成 30 年度以降、高齢者福祉に、より特化した施設として運営していくため、事業内容や使用の範囲の見直しを行なうための、所要の改正を行なうものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 18 議案第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 18、議案第 15 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 15 号 水巻町見守りネットワーク協議会設置条例の一部改正について。今回の改正は、高齢者に対する消費生活に関する啓発や情報の共有の必要性が高まっていることから、水巻町消費生活センター長を協議会の委員に加えるほか、新たに自治会に設立された福祉会の代表を委員として増員したいので、協議会委員の定数を変更するものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 19 議案第 16 号

議 長（白石雄二）

日程第 19、議案第 16 号 水巻町自殺総合対策協議会条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 16 号 水巻町自殺総合対策協議会条例の制定について。「自殺対策基本法」が改正され、市町村は、国が定める自殺総合対策大綱並びに地域の実情を勘案して「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

そのため、計画の策定や施策の推進を図る組織として「水巻町自殺総合対策協議会」を設置するものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 20 議案第 17 号

議 長（白石雄二）

日程第 20、議案第 17 号 水巻町特産品センター設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 17 号 水巻町特産品センター設置及び管理条例の制定について。町民による特産品づくりを支援する施設として、水巻町特産品センターを設置し、その管理運営について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 21 議案第 18 号

議 長（白石雄二）

日程第 21、議案第 18 号 第 5 次水巻町総合計画基本構想についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 18 号 第 5 次水巻町総合計画基本構想について。今回提案いたします第 5 次総合計画の基本構想は、平成 30 年度から始まる 10 年間の新しい本町のまちづくりの将来像を示すものであり、今後の行政運営の指針となるものであります。

現在、全国的に人口減少社会に突入し、先の見通せない社会情勢の中、地方自治体は地方創生の名のもと「まち」「ひと」「しごと」が一体となった特色のあるまちづくりが求められています。

今回、本計画を策定するにあたり、多くの町民の「生の声」を反映させるため、地域や各種団体、企業、小中学生などとの対話を積極的に行ない、様々な「つぶやき」を集めてまいりました。

その「つぶやき」を基に、「総合計画審議会」において、議論を深めていただき、本年 2 月に答申がなされましたので、水巻町総合計画策定条例第 6 条の規定により議会の議決を求めるものです。よろしくご審議をお願いします。

日程第 22 議案第 19 号

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 19 号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第 2 期工事の請負契約の締結についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 19 号 猪熊小学校北校舎防音サッシ等改修第 2 期工事の請負契約の締結について。平成 30 年 1 月 16 日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、契約の相手方は、北九州市小倉北区赤坂三丁目 5 番 61 号、株式会社佐藤技建、代表取締役、佐藤寿洋氏で、契約の金額は、7 千 905 万 6 千円です。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 23 議案第 20 号

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 20 号 町道の路線認定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 20 号 町道の路線認定について。二西三丁目の宅地開発に伴い帰属を受けた道路 1 路線について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線認定をするべく、議会の議決を求めるものです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 24 議案第 21 号

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 21 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 21 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算について。平成 30 年度の水巻町一般会計予算の提案にあたり、町政に関する所信の一端と施策の概要についてご説明申し上げます。

私は、昨年 11 月に町長として 2 期目を迎え、当初に就任してから 5 年目となりました。この 4 年間、「明るい」まちづくりを基本とした各種施策を、職員と一丸となり実現に向けて取り組んでまいりました。

この 4 年間の実績としましては、子育て支援施策として、中学校 3 年生までの通院医療費の無料化を行なったほか、小学校 4 年生までの少人数学級や学校給食費の一部助成事業を実施しました。また、小中学校のエアコン設置事業では、国の補正予算等を有効に活用したことで、すべての普通教室及び特別教室にエアコンの設置を完了することができました。さらに、小中学校トイレ改修工事、防犯灯の LED 化事業、JR 水巻駅のバリアフリー化など、私が「明るい」まちづくりのために掲げた各種の施策が実施できました。

改めて、町民の皆さまをはじめ、議員各位のご理解とご協力の賜物であると、厚くお礼申し上げます。

二期目の 4 年間につきましては、公約に掲げた「教育・子育て環境の充実」、「雇用の創出と

新たなまちづくり」、「住環境の整備と健康福祉の向上」の各種施策についてスピード感をもって実施してまいります。

今後も町民の皆さまの声に耳を傾け、「元気と笑顔のあふれる町」を目指した行政運営を行なう所存です。

さて、今後のまちづくりを進めていくうえで最も重要な課題は人口問題であると考えております。

急激な少子高齢化に加えて本町における人口減少傾向に、どのように対応していくのが課題であります。すでに、わが国の総人口は減少に転じ、全国的に見ても人口規模の維持は困難な状況と言われ、大きな社会問題となっています。

町民の活力こそが「まちの活力」であります。一定の人口維持は不可欠であり、「人口減少社会」だからと手をこまねいているだけでなく、人口流出に歯止めをかけるため、子育て世代を中心としたさまざまな施策を講じてきました。

その結果、5年前と比較して人口は減少しているものの、減少数が半減しています。また、中学生までの子どもは増加に転じ、子育て支援施策や定住促進施策の成果が表れてきております。

そのため、新年度予算の編成にあたりましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生に向けた取り組みを推進し、限られた財源で必要な行政サービスを行なうとともに、住民の皆さまの子育て支援の拡充や教育環境の整備、医療・福祉の充実、交通利便性の確保、下水道の整備促進など、町の将来を見据えた定住化施策をさらに展開してまいります。

それでは、平成30年度の主な事業につきまして、ご説明いたします。

まず、最初に「教育・生涯学習」分野についてですが、学校教育の充実につきましては、引き続き35人以下学級を小学校4年生まで実施するなど、きめ細かな教育の実現を図るほか、外国語指導助手を小中学校に配置し学力向上の取り組みを推進します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、学校や日常生活における悩みなどのサポートをするほか、学校・地域・家庭が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを継続していきます。

次に、ICT教育については、パソコンやタブレット端末、電子黒板などを効果的に活用した「分かりやすく、深まる授業」を展開し、確かな学力の育成を図ります。また、学校給食については、引き続き学校給食費の一部助成を行ない、保護者の負担を軽減し、安全でおいしい、栄養バランスのとれた学校給食の提供を行ないます。

さらに、投資的事業としては、猪熊小学校防火シャッター等改修工事や頃末・吉田小学校放送設備改修工事などを行なうほか、水巻南中学校多目的室設置工事、水巻中学校職員室床改修工事を実施するなど、安全で安心な教育環境の整備に努めます。

生涯学習分野につきましては、「通学合宿事業」や「まなびキッズ教室」などを通じて、児童の基本的な生活習慣や自立性を養い、学習意欲やコミュニケーション能力の育成を図ります。

また、今年度は日蘭中学生交流事業の派遣の年となっており、国際感覚を有する人材の育成を図るなど、国際交流事業の推進に努めます。

そのほかでは、総合運動公園プールサイド改修工事や町民体育館照明改修工事を実施するなど、施設整備に努めてまいります。

図書館・歴史資料館事業としましては、家庭での子ども読書活動の推進を図り、「家族ふれあい読書」家読を推進していきます。そのほかにも、幼稚園や保育所、小中学校といった身近な場所で、良質な図書と出会えるよう、団体貸出制度などの施策を充実させます。

続きまして、「子育て・福祉」分野でございます。

次代を担う子どもたちを町全体で育み、産み育てやすい子育て支援の充実した町づくりを進めます。

まず、町独自の取り組みとして、引き続き、中学生までの医療費の完全無料化を堅持いたします。

なお、この財源につきましては、地方消費税交付金の社会保障財源交付金を充当することとしています。

また、第2保育所において、空調設備改修工事実施設計委託料を計上するほか、遊具改修工事を実施し保育環境の整備に努めてまいります。

次に、65歳以上の高齢者がマリントラスあしやを利用した際の利用料金を補助する入浴施設利用事業を継続するほか、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活が送れるよう、新たに通所型介護予防事業の一環として短期集中支援サービスである「通所型サービスC事業」などを実施します。

次に「都市基盤」分野といたしまして、通学路の安全確保や生活の利便性などから道路交通体系の整備は重要であるため、鯉口・三反間線などの道路改修工事を行なうほか、老朽化した橋梁を適切に管理・維持するための「橋梁長寿命化修繕計画」の更新を行なうための経費を計上しています。

また、私の公約であるJR水巻駅南口周辺整備事業を5年計画で実施します。平成30年度は、駅周辺都市再生整備計画詳細設計等業務や用地取得費などの経費を計上しています。

さらに、公園整備としましては、外灯のLED化を推進するほか、みどりんぱあーくから河川敷公園への階段を設置する経費を計上するなど、利便性を向上させるための環境整備を行ないます。

町営住宅整備につきましては、引き続き高齢者向けの住宅改造事業を行なっていくほか、経年劣化が進んでいる外壁の点検補修工事を計画的に行ない、安全性の確保と住宅の長寿命化を図ります。

次に「生活環境」分野でございますが、環境学習の取り組みとして、引き続き小学校4年生を対象にリサイクルプラザなどでの環境学習支援事業を行なうほか、小学生を対象とした環境出前講座を行ないます。また、ダンボールコンポストの利用講座を開催し、一般家庭でも気軽に取り組めるごみの減量化を推進していきます。

次に、快適な暮らしを支える下水道整備については、平成30年度も引き続き面整備を主に行なってまいります。この費用に対する一般会計から公共下水道事業会計への負担金等は、3億2千万円を予定しております。

次に「産業振興」につきましては、水巻でかにんにくなどの特産品づくりを支援する特産品センターの完成により、新たに維持経費を計上しています。

また、多くの来場者が見込まれるコスモスまつりは、町をPRする絶好の機会であり、今年

度においても会場周辺にコスモスを咲かせていただくための作付及び管理経費を計上するなど、コスモスまつりの原点である「花を咲かせるまちづくり」により町のイメージアップを図り、「住みたくなる町」「住み続けたい町」へと繋げたいと思います。

さらに、地域の消費喚起を図るため、引き続きプレミアム付商品券の発行を援助するほか、制度融資の保証料の補助制度を実施し、小規模企業や新規事業の支援を行なってまいります。

そのほか、多様化する悪徳商法や複雑化する契約上のトラブルに対し、弁護士に相談できる体制を図り、消費生活センターによる消費者行政の充実に努めます。

また、農業につきましては、老朽化による農業用水路の漏水箇所が年々増加しているため、昨年に続き、福岡県の農村整備総合事業補助金を活用して計画的な改善を行なうほか、農業次世代人材投資事業給付金による新規就農者の確保に努めてまいります。

次に「安心・安全なまちづくり」の取り組みでございますが、地震などの緊急を要する自然災害や、ミサイル攻撃など有事の際に使用されるJアラートの新型受信機を購入する経費を計上しています。

そのほかにも、自主防災組織補助金や木造戸建て住宅耐震改修補助金、備蓄食料等の購入など、災害に強いまちづくりのための予算を計上しています。

次に、「定住促進施策」としまして、各種子育て支援事業費や定住促進奨励金、住宅新築のための古家解体を支援する補助金も引き続き計上しています。

最後となりますが、「シティプロモーション施策」としまして、本町の魅力を発信するとともに、にぎわいの創出のための周遊拠点施設の整備やマスコットキャラクターのグッズ作成費など、水巻町シティプロモーション戦略にかかる経費を計上しています。

以上が平成30年度のまちづくりに向けた主要な施策でございます。これら諸事業を実施し、「住みたくなる町」「住み続けたい町」と感じていただけるような、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

それでは、平成30年度の一般会計当初予算の概要につきましてご説明いたします。

予算総額は97億5千万円、前年度と比較しますと1億1千万円の増額としております。

まず、歳入予算でございますが、町税は、前年度当初予算との比較で3千635万円減の24億7千900万円を見込んでおります。減額の大きな理由は、企業数の減少に伴う法人町民税の減収などによるものです。

地方消費税交付金につきましては、前年度と同額の4億8千万円としています。そのうち、社会保障関連経費分としては2億1千600万円を計上しています。

地方交付税につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き確保されましたが、トップランナー方式の拡充などの減額要因により、普通交付税が2千万円減の22億3千万円、特別交付税は1千万円増の1億6千万円、総額で23億9千万円としています。

国庫支出金につきましては、障害者福祉サービス事業の増加により自立支援給付費負担金が増額となったほか、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金が増額となっています。

しかし、今年度は子ども・子育て支援整備交付金や社会資本整備総合交付金のほか、防衛施設周辺防音事業補助金を活用した投資的事業が減少したことから補助金が減額となっております。

総額で前年度より4千588万円減の12億1千480万5千円としています。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、障害者福祉サービス事業の増加により自立支援給付費負担金が増額となったほか、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金が増額となっており、総額で前年度より1千599万6千円の増となっています。

繰入金につきましては、5億6千800万円と前年度に比べ4千800万円の減となっていますが、内訳としましては財政調整基金が4億6千万円、公共施設等整備基金が6千万円、ふるさと応援基金が800万円、小中学校給食事業基金が4千万円となっています。

町債は、緊急防災・減災事業債が減額となりましたが、地方道路等整備事業債や公共事業等債など土木債が増額となったほか、学校教育施設等整備事業債や地域活性化事業債などの教育債や衛生債も増額となっており、総額で前年度より2億2千870万円増の8億7千820万円となっています。

なお、一般会計における地方債残高は、平成30年度末には78億3千927万5千円を想定しており、そのうち臨時財政対策債残高が全体の58.5パーセントを占める45億8千729万6千円となっております。

次に、歳出予算でございますが、前年度と比較して増加しておりますものは、まず、人件費についてですが、人事院勧告に伴う給与改定に準じた町職員の給料等の増や職員数の増加のほか退職手当の増額により、前年度に比べ5千328万9千円増となっています。

また、物件費についてですが、総合行政システムの更新に伴いソフトウェア使用料が増額となったほか、公共施設の個別管理計画の策定経費を計上しています。また、住民票や所得証明書等をコンビニで交付するためのシステム構築経費を計上したことから、前年度に比べ8千702万5千円増の16億2千127万7千円となっています。

次に、扶助費についてですが、障害者福祉サービス事業や障害児通所支援事業が増額となったほか、子ども医療費やひとり親家庭等医療費など公費医療が増額となっています。また、私立保育所運営費補助金の加算見直しにより、子どものための教育・保育給付費負担金が増となっており、前年度に比べ9千75万3千円増の22億1千970万2千円となっています。

次に、投資及び出資金についてですが、公共下水道事業への繰出金を一部負担金から出資金に変更したことから、前年度に比べ6千201万2千円増となっています。

さらに、積立金についてですが、預金利子の増加により、前年度に比べ61万5千円の増額となっています。

一方、前年度に比べ減少した支出です。

まず、補助費等についてですが、地域力向上のため地域振興助成金、敬老会補助金、地区公民館活動助成金を統合して地域活動事業助成金を創設し、助成金の算出方法の見直しを行なったことにより増額となったほか、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金が増となっています。しかし、公共下水道事業会計への繰出金を一部負担金から出資金へ変更したことから、全体で、3千531万4千円減の14億5千482万5千円となっています。

次に、投資的経費であります普通建設事業費についてですが、いきいきほーる改修事業費を1億150万円、駅周辺都市再生整備計画事業費を1億4千100万円計上しておりますが、全体では、前年度に比べ1億791万7千円減の10億2千617万8千円となっています。

次に、繰出金は、介護保険事業に対する繰出金が1千325万4千円増額となりましたが、国民健康保険事業特別会計への繰出金が2千663万6千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金が639万6千円減額となり、前年度に比べ1千977万8千円の減となっています。

また、維持補修費が249万7千円の減、町の借金の返済にあたります公債費が1千818万8千円の減となっています。

以上が、平成30年度一般会計当初予算の概要でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第25 議案第22号

議 長（白石雄二）

日程第25、議案第22号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第22号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について。国民健康保険制度は、「国民皆保険」を支え、医療の確保と健康の保持、増進に大きく貢献しています。

しかし、現在の国民健康保険は、他の被用者保険と比べ、加入者の所得水準が低く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的問題に加え、近年の医療の高度化に伴う医療費の増加により、財政運営は極めて厳しい状況が続いております。

こうした中、国民健康保険の将来にわたる安定的な制度運営と医療の適正化が図られるよう、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の役割を担うこととなります。また市町村は、地域住民に身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

本町におきましては、これまで、国民健康保険の適正かつ安定的な事業運営を図るため、保険税の収納率の向上や、ジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知による啓発、レセプト点検の強化等による医療費の適正化、特定健診・特定保健指導等による疾病予防対策の強化などに取り組んでまいりました。

今後も地域医療を守り、国民皆保険を将来にわたり堅持していけるよう、医療制度改革の対応と国保財政の安定化のため、より一層努力してまいりたいと考えております。

さて、制度改革の初年度となります平成30年度の当初予算規模は、納付金制度の導入に伴い、前年度の当初に比べ、4億6千400万円減の38億8千600万円としております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億449万円、県支出金29億8千410万円、一般会計繰入金3億8千210万円であります。

次に歳出予算の主なものは、保険給付費29億4千765万円、国民健康保険事業費納付金8億2千147万円としております。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 26 議案第 23 号

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 23 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 23 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について。後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月の開始以来、10 年が経過しました。

その運営につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村は、保険料の徴収、被保険者証の交付等の窓口業務、広域連合納付金の支払いなどを行なっています。

福岡県の後期高齢者一人あたりの医療費は、平成 14 年度から 14 年連続、全国で最も高くなっており、広域連合では、「保健事業実施計画」いわゆる「データヘルス計画」に基づき、訪問健康相談やジェネリック医薬品の普及などに取り組み、健康づくりと医療費適正化を着実に進めていくこととしています。

今後も広域連合と連携を図りながら、安定した制度運営に向け、町の役割を確実に努めてまいります。

平成 30 年度の当初予算規模についてですが、前年度に比べまして 600 万円増の 4 億 3 千 100 万円としております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料 3 億 670 万円、一般会計繰入金 1 億 2 千 268 万円であります。

次に、歳出予算の主なものは、人件費や事務費などの総務費 1 千 312 万円、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1 千 689 万円としております。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 27 議案第 24 号

議 長（白石雄二）

日程第 27、議案第 24 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 24 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計予算について。平成 30 年度予算は、排水戸数を 9 千 600 戸とし、年間総処理水量は約 188 万立方メートルを見込んでおります。

また、平成 30 年度末の普及率を 88.0 パーセントに設定し、水洗化率は 91 パーセントに設定しています。

建設改良工事につきましては、17 路線、総延長 4 千 220 メートルを施工し、公共下水道の整備促進に努めてまいります。

収益的収支につきましては、収入総額 7 億 4 千 797 万 1 千円、支出総額 7 億 8 千 432 万 5 千円で、支出の方が 3 千 635 万 4 千円多くなっています。

収益的収入予算の営業収益の主なものは、下水道使用料 3 億 3 千 835 万 5 千円で、営業外収

益の主なものは、他会計負担金 2 億 3 千 354 万 5 千円、他会計補助金 2 千 444 万 3 千円、長期前受金戻入 1 億 3 千 638 万 3 千円としております。

収益的支出予算の営業費用の主なものは、管渠費 970 万 9 千円、ポンプ場費 2 千 122 万 5 千円、流域下水道費 2 億 2 千 979 万 9 千円、総係費 7 千 289 万 8 千円、減価償却費 3 億 2 千 684 万 9 千円、営業外費用としては、1 億 1 千 384 万 2 千円で、特別損失としては、2 千円としております。

次に、資本的収支につきましては、収入が、企業債 5 億 5 千 280 万円、国庫補助金 2 億 2 千万円、受益者負担金 5 千 239 万円、出資金 6 千 201 万 2 千円、その他の資本的収入 5 千万円で、収入総額は、9 億 3 千 720 万 2 千円としております。

支出は、建設改良費 7 億 5 千 241 万 1 千円、企業債償還金 2 億 7 千 782 万 3 千円、投資その他の資産 1 万 3 千円、予備費 1 千万円で、支出総額は、10 億 4 千 24 万 7 千円となり 1 億 304 万 5 千円の不足額となります。

なお、不足額につきましては、内部留保資金で補填いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 01 分 散会